iTSCOM for Business サーバホスティングサービス契約約款

第１ 章 総則

第１条（サービスの提供）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号、以下「法」といいます）その他の法令の規定に従い、当社の定める iTSCOM for Business サーバホスティングサービス契約約款（以下「本約款」といいます）により、「WWW サーバホスティングサービス」、「Mail サーバホスティングサービス」及び「パックサービス」、「ドメイン取得お預かり DNS 運用サービス」、「「SSL 証明書取得代行サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

第２条（契約者の定義）

当社の指定する手続きに基づき、本約款を承認のうえ、本サービスの利用を申し込み、当社が承諾した法人及び個人を加入契約者（以下「契約者」といいます）と定義します。

第３条（約款の変更）

１．当社は、本約款を契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

２．本約款を変更する場合は当該変更により影響を受ける契約者に対しては、当社の定めた方法により、事前にその内容を告知します。

第４条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本サービスを利用するために当社と契約者が締結する契約。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
ドメイン名	ホームページのアドレスやメールアドレス等の一部分として使われているインターネット上のコンピュータを認識するための名称。
ID	当社が、本サービスの契約者を識別するために契約者に付与する符号。
ローミングサービス	当社提携電気通信事業者（以下「提携プロバイダ」という）の設備及びネットワーク接続装置を利用して、利用者の通信を媒介すること。
WWW サーバホスティング サービス	当社の所有する WWW サーバ上に契約者のコンテンツを置くスペースを開放するサービス。
Mail サーバホスティングサービス（セキュア MX）	株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます）が提供する IIJ セキュア MX サービスのメールサーバを利用したクラウド型メールサービス

SSL	Ｓｅｃｕｒｅ Ｓｏｃｋｅｔ Ｌａｙｅｒ の略。サーバとクライアントの認証、及びメッセージの機密性と整合性の保証により、暗号化された安全な通信環境を提供するもの。
電子メール	コンピュータ・ネットワークを介して、端末装置同士が文字や音声といった情報をメール（ 手紙） の形で交換するシステム。
料金等	本サービスの利用料金及び関連費用
通知	特定の方に個別に情報を伝えること。
告知	広く多くの方に情報を伝えること。
IIJ サービスオンライン	IIJ が提供するお客様専用 Web サイトです。

第５条（サービスの種別） 本サービスの種別は次のとおりとします。

サービス種別	内容
WWW サーバホスティングサービス	契約者が取得したドメイン名により当社の所有するサーバ上にホームページを開設するサービス。
Mail サーバホスティングサービス（セキュア MX）	契約者が取得したドメイン名により、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます）が提供する IIJ セキュア MX サービスの基本サービスとオプションサービス（メールボックスプラス）を組み合わせた、クラウド型メールサービス。
パックサービス（セキュア MX）	契約者が取得したドメイン名により当社の所有するサーバ上でホームページを開設するサービスと Mail サーバホスティングサービス（セキュア MX）をセットでご利用いただくサービス。
ミニパックサービス	2023 年 3 月 30 日新規受付及びミニパックへの変更受付終了。
ドメイン取得お預かり DNS 運用サービス	ドメイン名取得申請、登録更新、DNS 運用サービス等を提供するサービス。
SSL 証明書取得代行サービス	SSL 証明書の取得代行及びホスティングサーバに適用等を提供するサービス。 ※SSL 証明書の有効期間短縮に合わせて、証明書の管理を自動化しています。自動化をするため DNS 認証用のレコードの管理権限を、当社ネームサーバに委譲していただきます。

第６条（オプションサービス）

１．当社が提供する本サービスのオプションサービスの種別及び品目等は、別表に定めるとおりとします。

２．セキュア MX のオプションは、IIJ が別途定める仕様に基づき提供するものであり、メーリングリストオプション、プライベートリレーサーバオプション、DOX 連携オプション又は IIJ ID 連携オプションに係るセキュア MX サービスを利用するには、それぞれ以下の各号に定めるサービスの契約が必要です。

（１）メーリングリストオプションに係るセキュア MX サービスを利用するには、メールボックスプラスオプ

ションに係るセキュア MX サービス
（2）プライベートリレーサーバオプションに係るセキュア MX サービスを利用するには、メールボックスプラスオプションに係るセキュア MX サービス
（3）IIJ ID 連携オプションに係る IIJ セキュア MX サービスを利用するには、IIJ が提供する IIJ ID サービス
（4）DOX 連携オプションに係る IIJ セキュア MX サービスを利用するには、IIJ が提供する IIJ ドキュメントエクスチェンジサービス

第２章（セキュア MX サービスの利用について）

第７条（申し込み情報の取り扱い）
当社は、Mail サーバホスティング サービス（セキュア MX）を提供するにあたり、取得したお申し込み者の申し込み情報を本サービスを提供する目的の範囲内で使用いたします。またサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びサービスに関する情報の電子メール送付に使用いたします。

第８条（対象ドメイン名及び IP アドレスの指定）
１．セキュア MX サービス契約において、当該サービスの対象となるドメイン名及び IP アドレスを指定するものとします。
２．契約者は、前項のドメイン名及び IP アドレス以外のドメイン名及び IP アドレスを対象として Mail サーバホスティング サービス （セキュア MX）を利用することはできません。

第９条（設定権限の管理）
１．契約者は、セキュア MX サービスの利用にあたり、セキュア MX サービスの設定権限を付与される運用管理担当者を定めるものとします。
２．契約者は、契約者に対して付与する設定権限の管理責任を負うものとします。
３．契約者は、第三者に設定権限を利用させないものとします。
４．契約者は、設定権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第１０条（保証の限定）
１．セキュア MX サービスの基本機能、DOX 連携オプション、メール監査オプション、メールボックスプラスオプション、メーリングリストオプション、サンドボックスオプション、プライベートリレーサーバオプション、IIJ ID 連携オプションは、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。
２．IIJ セキュア MX サービスのアドバンストアーカイブオプションは、メールの保存並びに当該保存されたメールが消失又は毀損しないこと及び保存されたメールに対する検索、閲覧、削除等の機能について、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

第３章　利用契約

第１１条（契約の単位）

１．当社は、各サービス種別に一つの利用契約を締結します。

２．当社との間に利用契約を締結できる方は、１件の利用契約につき１個人もしくは１法人に限ります。

第１２条（最低利用期間）

利用契約の最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます）は、当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月とします。

第１３条（契約のお申し込み）

１．本サービスの利用申し込みをする方（以下「申込者」といいます）は、当社が別に定める契約申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

２．申込者である個人が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。

３．申込者である個人が被保佐人及び被補助人の場合は、それぞれ保佐人及び補助人の同意を必要とします。

第１４条（契約の成立）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第１５条（申し込みの拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申し込みを拒絶する場合があります。

（１）申込者が利用契約上の義務を怠る恐れがある場合

（２）申し込み内容に虚偽の記載をした場合

（３）当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難がある場合

（４）申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがある場合

（５）その他、当社が利用契約締結を不適当と判断した場合

第１６条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

第４章　契約事項の変更等

第１７条（契約事項の変更等）

１．契約者は、サービスの種別の変更、オプションサービス品目の変更若しくは追加を請求することができます。この場合、契約者は当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して契約変更希望日の２週間前までに当社に提出するものとします。ただし、別表に定めがある場合にはこの限りではありません。契約変更日

は、当社より別途通知がない限り、契約希望日を契約変更日とします。
２．契約者は、オプションサービスの解約を請求することができます。この場合オプションサービスの解約日を毎月１日とし、契約者は当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して、解約希望日の属する月の前々月末日までに当社に提出するものとします。ただし、別表に定めがある場合にはこの限りではありません。
３．当社は、前項の請求があったときは、第１４ 条（契約の成立 ）及び 第１５条（申し込みの拒絶）の規定に準じて取り扱います。

第１８条（契約者の地位の承継）
１．契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。
２．契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し速やかに承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。
３．契約者である個人の相続の場合は、相続開始の日から２週間を経過する日までに、事実を証明する書類を添えて当社に申出をするものとします。
４．第１項の場合、相続により契約者の地位を承継した者が２人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの１人を代表者と定め、書面によりその旨を通知するものとします。
５．前項の場合、代表者の通知がないときは、当社が代表者を指定します。代表者が定められた場合は、当社の通知等は代表者宛に行います。

第１９条（契約者の氏名等の変更）
契約者は、住所、氏名又は所在地、商号、代表者に変更があったときは、速やかに当社に対し当該変更の事実を証する書類を添えて、その旨を届け出るものとします。

第５章　本サービス提供の停止等

第２０条（本サービス提供の停止）
１．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
（１）本サービスの料金等を支払い期日が経過しても、支払わない場合
（２）契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（３）本サービスの利用にあたり、当社又は第三者の著作権等を侵害する場合
（４）本サービスの利用にあたり、当社又は第三者に対し、誹謗、中傷を行った場合又は不利益を与える行為を行った場合
（５）本サービスの利用が、明らかに公序良俗に反する場合
（６）本サービスの利用にあたり、人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為を行った場合
（７）本サービスの利用にあたり、法令に違反又は違反する恐れがある場合

（８）本サービスの運営を妨げる場合
（９）第４２ 条（機密保持）第１項、第 ４３ 条（管理責任）第１項、第３項及び第４項の規定に違反した場合
（１０）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
（１１）前各号の他、約款等に違反する行為で、当社若しくは第三者の業務遂行又は当社若しくは第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした場合
２．当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しその理由及び停止期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第２１条（本サービス提供の中止）
１．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
（２）当社の電気通信設備に障害が発生した場合
（３）他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
２．当社は、前項第１号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その７日前までに契約者に対しその旨を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．契約者は、当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先(以下本条において「障害時連絡先」といいます)を通知するものとします。
４．障害時連絡先の変更があったときは、契約者は、速やかにその旨及び変更後の障害時連絡先を当社に届け出るものとします。
５．当社は、第１項第２号、第３号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、契約者に対し、その理由、実施期日及び実施期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第２２条（当社が行う本サービス提供の制限）
１．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
（１）天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき。若しくは天災・地変その他の非常事態が発生するおそれがあるとき
（２）契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
（３）契約者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
（４）契約者に送信される電子メールの送信元が当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
（５）契約者が閲覧しようとするホームページ・画像 ・ 映像、その他契約者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます）の内容に合致したとき

（６）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
２．当社は、前項第１号または第２号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由及び制限期間を当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．当社は、第１項第３号または第４号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に通知または告知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
４．当社は、第１項第５号または６号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に通知または告知することなく 通信対象の接続を制限します。

第２３条（サービス種別等の廃止）
１．当社は、都合により本サービスの特定のサービス種別又は、特定のオプションサービスの種別等（以下「サービス種別等」といいます）を廃止する場合があります。
２．当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する３ヶ月前までに当社の指定する方法によりその旨を通知します。
３．契約者は第１項のサービス種別等の廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービス種別等に代えて他のサービス種別等を受けることができます。この場合において、当該請求については第１７ 条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

第６章　契約の解除等

第２４条（当社が行う利用契約の解除）
１．当社は、第２０条（本サービス提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が 、なおその事実を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとしま
す。
２．当社は、契約者が第２０条（本サービス提供の停止）第１項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
３．当社は、契約者の利用継続が不適当と判断した場合にも、利用契約を解除することができるものとします。
４．当社は、前三項の規定により利用契約を解除しようとする ときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

第２５条（契約者が行う利用契約の解約）
１．本サービスの契約者は、毎月末日付にて利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、解約希望日を含む月の前月末日（当日が当社の休業日である場合はその前営業日）までに書面にてその旨を当社に通知するものとします。ただし、別表に定めがある場合にはこの限りではありません。なお、解約希望日は本サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月を経過する日の翌日以後に限ります。
２．契約者は、第２１条（本サービス提供の中止）第１項各号又は第２２条（当社が行う本サービス提供の

制限）第１項の事由が生じたことにより、本サービスの提供を受けられなくなった場合において、契約者が利用契約の目的を達成することができないと認めるときは、当該利用契約を解除することができます。この場合、解除通知が当社に到着した日に利用契約は終了します。

３．第２３条（サービス種別等の廃止）第１項の規定により特定のサービス種別等が廃止されたとき（同条第３項の規定により、サービス種別等に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該サービス種別等に係る利用契約が解除されたものとします。

第７章　料金等

第２６条（料金体系）

1. 本サービスの利用料金及び関連費用（以下「料金等」とします）は、以下の項目からなります。

項　目	説　明	
初期費用	契約者が、本サービスの利用契約締結の際に支払う加入料で、各サービス種別に定めます。	
サービス費用	契約者が、本サービスの対価として利用開始日以降毎月支払う利用料金で、各サービス種別に定めます。	
オプションサービス費用	契約者が、本サービスのオプションサービスを利用する場合の対価として別途支払う追加料金で、オプションサービスの種別及び品目毎に定めます。	
関連費用	回線利用料金	他の電気通信事業者の提供する専用回線の利用料金及び回線終端装置の利用実績相当額
	工事費	別途算定する専用回線引き込み等に係わる実費相当額及び設定変更費用
	変更料金	サービス種別及び設定の変更に要する費用

２．料金等の金額は、別表記載のとおりとします。

第２７条（料金等の支払い義務）

１．料金等の支払い義務は、第１４条（契約の成立）の規定により、利用契約が成立したときに発生します。

２．第２０条（本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス費用、オプションサービス費用及び関連費用は、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

３．第２２条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間のサービス費用、オプションサービス費用及び関連費用は、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第２８条（料金等の請求時期及び支払期日等）

１．当社は、利用契約成立後、料金等を合計した額に支払期限を定めて契約者に請求します。

２．前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
３．料金等の金額計算で、１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

第２９条　（初期費用の額）
本サービスの初期費用は別表記載の各 サービス種別に定めた額とします。

第３０条　（サービス費用の額及び算定方法）
１．本サービスのサービス費用は、別表記載の各 サービス種別に定めた利用料金のみとし、その額は同表の各 サービス種別に定めた額とします。
２．本サービスの利用料金（月額）は、毎月１日から当月末日までの１ヶ月分を月額として算定します。
３．本サービスの利用料金（月額）は、利用開始日が属する月の翌月分から、締め切り日（毎月末日）の属する月の翌月末日までに契約者に請求し、以降も同様とします。

第３１条（関連費用）
１．回線利用料金は、他の電気通信事業者の提供する専用回線の月額使用料及び回線終端装置の利用実績相当額とします。
２．工事費は、別途算定する実費相当額とし、当社は、個別料金を工事毎に定められた期日までに契約者に請求します。
３．変更料金は、別表記載のとおりとします。

第３２条（料金等の支払い方法）
契約者が料金等を支払う場合は、当社からの請求に基づき所定の方法で当社に支払うものとします。

第３３条（最低利用期間内における利用契約終了に伴う料金等の清算方法）
利用契約が第１４条に定める利用契約の成立日から最低利用期間終了日までに解約・解除等により終了した場合、契約者は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとし、当社は既に支払い済みの料金等の払い戻しは一切行いません。

第３４条（割増金）
契約者は、料金等を不法に免れた場合には、その免れた金額のほか、その免れた金額（消費税及び地方消費税を除く）の２倍に相当する額を割増金として当社に支払うものとします。
第３５条（遅延損害金）
契約者は、料金等又は割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率１４．６％の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第３６条（消費税等）
契約者が当社に対し利用契約に関する債務を支払う場合において支払いを要する額は、別に定める料金等の

額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を加算した額とします。

第３７条（利用不能の場合における取り扱い）
当社の責に帰すべき事由により、 本サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して２４時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を２４で除した数（小数点以下の端数は切り捨て）に利用料金（月額）の３０分の１を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第８章　損害賠償等

第３８条（損害賠償の免責及び特約事項）
１．当社は、当社の責に帰すことができない事由により、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。
２．当社が、第２０条（本サービス提供の停止)、第２１条（本サービス提供の中止)、第２２条（当社が行う本サービス提供の制限)、第２３条（サービス種別等の廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、中止、制限、廃止したことによって、契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
３．契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。
４．契約者が、第４２条（機密保持）第１項、第 ４３ 条（管理責任）第１項、第３項、第４項、第 ４４ 条（コンテンツ）第２項、第４５条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
５．契約者がサービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第９章　雑則

第３９条（設備の修理又は復旧）
１．本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の旨請求するものとします。
２．当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは速やかにその設備を修理・復旧します。

第４０条（個人情報）
１．当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り

扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
２．当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に、利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
３．当社は、刑事訴訟法第２１８条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
４．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第２項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第４１条（通信の秘密）
１．当社は、法第４条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第２１８条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

第４２条（機密保持）
１．契約者及び当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第２１８条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
４．当社は、第１項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。
５．当社は、ドメイン名の取得・管理・運用を実施するために関係団体及び前項に定める業者に、取得した契約者の情報を提供することがあります。
６．当社は、 Mail サーバホスティング サービス（セキュア MX）の提供を行うにあたり、IIJ 及び関係する業者に取得した契約者の情報を提供することがあります。

第４３条（管理責任）
１．契約者は、ＩＤ、パスワード、インターネットアドレス及びドメイン名の管理、使用において責任を持つものとし、その管理、使用により発生した一切の債務を自己の責任及び費用負担において解決し、当社には一切損害を与えないものとします。
２．当社は、契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者が本サービスの利用により他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務

を負うものとします。
３．契約者は、ＩＤ、パスワードの喪失、盗難の場合には速やかに当社に報告するものとし、その報告があった場合及び当社がその事態 に気づいた場合も含め当社は当該ＩＤ等の使用を中断します。
４．契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず万一契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。この場合、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
５．当社は、当社のシステム内に保管された契約者のファイルについて一切の責任を持たず、そのファイルのバックアップは契約者の責任において行うものとします。

第４４条（コンテンツ）
１．契約者が、当社サーバ内に開設した契約者のホームページで発信する情報等の作成、アップデイトは、別途契約による場合を除き、契約者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。
２．契約者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
３．当社は、契約者が当社サーバ内に作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
（１）契約者のコンテンツを閲覧すること
（２）契約者のコンテンツが第２０ 条（本サービス提供の停止）第１項第３号から第７号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部又は全部の修正あるいは削除を契約者に要求すること。
（３）前号の要求に従わないと当社が判断した場合、契約者のコンテンツの一部又は全部を削除すること。

第４５条（著作権）
１．当社サーバ内に契約者が作成したコンテンツは、契約者自身が著作権を有するもの、又は第三者が著作権を有する場合は契約者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。
２．契約者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても契約者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第４６条（反社会的勢力の排除）
１．契約者及び当社は、相手方に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に 経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
２．契約者及び当社は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
３．契約者または当社が、前項の規定により、利用契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負いません。
４．第２項の規定により契約者または当社が利用契約を解除した場合において、相手方は解除者 に生じた損害について賠償する責を負います。

第４７条（本サービスの廃止）
１．当社は、都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、廃止と同時に利用契約は終了するものとします。
２．当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する３ヶ月前までに当社指定の方法によりその旨を通知します。

第４８条（遵守事項）
契約者は、本約款の他当社の定める利用規約、利用案内、利用上の制約等を遵守するものとします。

第４９条（存続条項）
利用契約の終了後といえども、第３８条（損害賠償の免責及び特約事項）、第４２条（機密保持）、第５０条（関連法令の遵守）、第５１条（日本国国内法への準拠）、第５２条（適用言語）、第５３条（定めなき事項）及び本条は継続して効力を有するものとします。

第５０条（関連法令の遵守）
当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第５１条（日本国国内法への準拠）
本約款は日本国国内法に準拠し、それに従い解釈されるものとします。また、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第５２条（適用言語）
本約款は、日本語版を正本とし、他の言語により作成された内容が異なるものがある場合は、日本語版を有効なものとします。

第５３条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

第１０章インターネット接続オプションサービスの利用

第５４条（ フレッツ 光対応接続サービスの利用）
フレッツ光対応接続アカウントのご利用に際しては、別途「フレッツ光対応接続サービス利用規約」に従うものとします。なお、本約款の規定と「フレッツ光対応接続サービス利用規約」の規定が異なる場合は「フレッツ光対応接続サービス利用規約」の規定を優先するものとします。
第５５条（ WEB ディテクト の利用）
WEB ディテクトの ご利用に際しては、 別途「 WEB ディテクト利用 規約」に従うものとします。なお、約

款の規定と「 WEB ディテクト利用 規約」の規定が異なる場合は「 WEB ディテクト利用 規約」を優先するものとします。

この約款は、２００２年４月１日から施行します。
この約款は、２００２年８月１日から改訂施行します。
この約款は、２００３年６月１日から改訂施行します。
この約款は、２００３年６月１６日から改訂施行します。
この約款は、２００４年４月１日から改訂施行します。
この約款は、２００５年４月１日から改訂施行します。
この約款は、２００９年４月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１０年１０月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１１年１１月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１１年１２月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１２年２月２８日から改訂施行します。
この約款は、２０１４年４月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１６年１０月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１６年１２月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１８年１１月１日から改訂施行します。
この約款は、２０１９年１１月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２１年１０月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２２年９月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２２年１２月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２３年３月３０日から改訂施行します。
この約款は、２０２４年３月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２４年６月１日から改訂施行します。
この約款は、２０２６年７月１日から改定施行します。

別　表

① 初期費用

サービス種別	加入料
www サーバホスティングサービス	20,000 円
Mail サーバホスティング サービス（セキュア MX）	20,000 円
パックサービス（セキュア MX）	20,000 円

② サービス費用

１．利用料金（月額）

サービス種別	利用料（月額）	基本サービス
www サーバホスティングサービス　※1	10,000 円	ディスク容量基本 10GB
Mail サーバホスティング サービス （セキュア MX）	4,500 円	メールアカウント（セキュア MX） 基本 10 アカウント、基本ディスク容量 10GB
パックサービス（セキュア MX）※1	13,000 円	ディスク基本容量 10GB メールアカウント（セキュア MX） 基本 10 アカウント
ミニパックサービス※1　※2	5,000 円	ディスク基本容量 10GB メールアカウント（セキュア） 基本 5 アカウント
ドメイン取得お預かり DNS 運用サービス	※別表Ⅱに掲載	・ドメイン名登録申請 ・記載事項変更届 ・登録更新 ・DNS 運用サービス　等

SSL 証明書取得代行サービス※4	SSL 証明書名称	有効期間 1 年	有効期間 6 ヵ月
	SSL 証明書セコムパスポート for Web OV※3	56,500 円	44,000 円
	SSL 証明書セコムパスポート for Web EV※3	136,000 円	102,000 円
	項目	年間費用	月額
	SSL サーバ証明書代行手数料	20,000 円	-
	SSL サーバ証明書設定料	10,000 円（1 回）	-

※1　www ホスティング、パックサービス、ミニパックサービスにはそれぞれ FTP アカウントを 1 つ発行致します。

※2　ミニパックサービスは 2023 年 3 月 30 日をもちまして、新たな申し込みの受付及び変更の承諾は行いません。

※3　[www]ありと無しの 2 つのサーバ名（FQDN)を登録できます。

※4　WWW ホスティングサービスをお申し込みされ、常時 SSL 化をご希望の場合には「SSL 証明書取得代行サービス」のお申し込みが必要です。SLL 証明書の取得のみご希望の場合は SSL サーバ証明書設定料は掛かりません。

証明書の有効期間短縮に合わせて、証明書の管理を自動化しています。自動化をするため DNS 認証用のレコードの管理権限を、当社ネームサーバに委譲していただきます。

２．変更料金

変更種別	料金	備考
サービス種別の変更 （追加及び削除等）	10,000 円	・Mail サーバホスティングサービスからパックサービスへの変更 ・www サーバホスティングサービスからパックサービスへの変更 ・パックサービス、ミニパックサービスから Mail サーバホスティングサービスまたは www サーバホスティングサービスへの変更

パックサービス、ミニパックサービスから www サーバホスティングサービスへの変更は、契約変更希望日の属する月の前々月末日までに当社が定める申請書の提出が必要です。

③　オプションサービス費用

■WWW サーバホスティングサービス　オプションサービス

オプションサービス品目	初期費用	月額費用	備考
追加 WWW サーバ容量	－	1,000 円	1GB 毎
追加 SSL サーバ容量	－	5,000 円	1GB 毎
追加 FTP アカウント	－	1,000 円	1 アカウント毎
アクセスログ追加設定･集計　※5	3,000 円	3,000 円	
WEB ディテクト 100　※6	別途 WEB ディテクト約款にて定めるものとする。		
WEB ディテクト 300　※7			
IPS サービス　※8	10,000 円	10,000 円	1 FQDN 毎
SSL サーバホスティングサービス	－	10,000 円	新規受付終了

※5 日次、週次、月次単位のアクセスログデータの提供と、アクセスログの（日時）（月次）の集計データを提供いたします。（基本サービスでアクセスログの（週次）集計はご利用いただけます）

※6 WEB ディテクト 100 ：自社ウェブサイト改ざんの有無を一日に一回確認します。マルウェア、悪意のあるスクリプト、オンライン詐欺サイトの埋め込み等、ウェブサイトのコンテンツの不正な改ざんを検知した場合、事前に登録したアドレスへ通知し、また自動的に安全なページに差し替えることが可能です。対象ページ数は 100 ページとなります。

※7 WEB ディテクト 300 ：自社ウェブサイト改ざんの有無を一日に一回確認します。マルウェア、悪意のあるスクリプト、オンライン詐欺サイトの埋め込み等、ウェブサイトのコンテンツの不正な改ざんを検知した場合、事前に登録したアドレスへ通知し、また自動的に安全なページに差し替えることが可能です。対象ページ数は 300 ページとなります。

※8　ネットワーク上でのパケットを監視し、システムが検知した悪意のある通信を自動的にブロックします。但し全ての不正アクセスによる被害防止を保証するものではありません。また、正常なアクセスをシステムが不正なものと誤検知した場合、ホームページが表示されない可能性がございます。

■Mail サーバホスティングサービス（セキュア MX）オプションサービス

オプションサービス品目	細目	月額費用
メールアカウント追加（注 1）	1 アカウント毎	300 円
ディスク容量追加（注 2）	10GB 毎	200 円

（注１）メールアカウント追加は、当社が指定する申込書の提出が必要となります。

（注２）ディスク容量追加は、IIJ サービスオンラインから、セキュア MX サービスの設定権限を付与された運用管理担当者にて追加することができます。（追加したディスク容量を削減することはできません）

オプションサービス品目	初期費用	月額費用	お申し込み方法
メーリングリストオプション ※9	10,000 円※10	1,000 円	当社が定める申込書の提出
アドバンストアーカイブオプション ※14	※当社が別途契約者に示す金額 ※10		
メール監査オプション ※11 ※14	※当社が別途契約者に示す金額 ※10		
スペアメールオプション ※12 ※14	※当社が別途契約者に示す金額 ※10		
サンドボックスオプション ※13 ※14	※当社が別途契約者に示す金額 ※10		
プライベートリレーサーバオプション※14	3,000 円 ※10	14,300 円	

※9　追加を希望する契約変更日の 15 営業日前までに当社が定める申込書の提出が必要です。

※10　一回のお申し込み毎に必要となります。

※11　メール監査オプションには、ご契約アカウント数に基づくメール監査アカウント使用料があります。

※12　スペアメールオプションの料金は、請求月における、契約者が指定するドメイン名を用いた電子メールの最大保存期間及び最大アカウント数に応じて算出するものとします。

※13　サンドボックスオプションには、ご契約アカウント数に基づくサンドボックスアカウント使用料があります。

※14　追加を希望する契約変更日の 20 営業日前までに当社が定める申込書の提出が必要です。

Mail サーバホスティングサービス（セキュア MX）オプションサービス内容

オプションサービス名称	サービス内容
アドバンストアーカイブオプション	契約者が指定した保管期間に応じて送受信メールの保管機能等を提供するオプションサービス
DOX 連携オプション	IIJ が提供する「IIJ ドキュメントエクスチェンジサービス」の契約者に対し、当該サービスとの連携機能を提供するオプションサービス
メール監査オプション	送信メールに対する検査及び配送制御機能を提供するオプションサービス
メールボックスプラスオプション	IIJ が管理するメールサーバにより、IMAP（Internet Message Access Protocol）、IIJ 開発に係る Web メール等の機能を介して契約者が指定するドメイン名を用いた電子メール受発信機能等を提供するオプションサービスであって、IIJ が定める仕様に基づき提供するもの。Mail サーバホスティング サービス（セキュア MX）の基本サービスに含まれるサービス

メーリングリストオプション	メーリングリスト（契約者の設定に係る送信先メールアドレスのグループに対し、電子メールを同時配信する機能をいいます。）等を提供するオプションサービス
アカウント管理 API オプション	セキュア MX サービスの対象となるアカウントの管理について、基本機能として提供する管理機能に付加して、アカウントの追加、削除、変更の機能を提供するオプションサービス
サンドボックスオプション	契約者が指定するメールアドレスについて、受信メールに添付されるファイルに対する検査及び削除機能等を提供するもの
プライベートリレーサーバオプション	IIJ が管理するリレーサーバにより、契約者が指定する送信元 IP アドレスから SMTP 認証なしに電子メールを送信する機能を提供するオプションサービス
IIJ ID 連携オプション	セキュア MX サービスにおいて提供するホワイトリストに IIJ ID サービスの管理対象となるメールアドレスを適用させる等の機能を提供するオプションサービス

■インターネット接続オプションサービス

オプションサービス品目	料金
フレッツ光対応接続サービス	フレッツ光対応接続サービス利用規約によるものとします

別　表Ⅱ

■ドメインお預かり DNS 運用サービス

JPRS ＜属性型・地域型ドメイン＞

種別	品目	内容	料金
ドメインお預かりサービス	ドメイン名登録申請	新規取得	10,000 円/回
	ドメイン名変更申請	ドメイン名を変更する	10,000 円/回
	ドメイン管理者移転申請	他 ISP よりドメイン管理者を変更。又は、他 ISP へドメイン管理者を変更。	10,000 円/回
	ドメイン名廃止届	更新時に廃止	無料
		有効期限内の廃止	3,000 円/回
	記載事項変更届　※15	登録内容に関する変更	3,000 円/回
	登録更新　※16	更新手続き	10,000 円/回
DNS 運用サービス	DNS 運用サービス	当社 DNS で運用を行う場合	1,000 円（月額） 年額の場合 10,000 円
	設定変更　※17	1 ドメイン毎の設定変更（正引き）	3,000 円/回 逆引きは、設定毎 3,000 円

JPRS ＜汎用ドメイン＞

種別	品目	内容	料金
ドメインお預かりサービス	ドメイン名登録申請	新規取得	5,000 円/回
	ドメイン管理者移転申請	他 ISP よりドメイン管理者を変更。又は、他 ISP へドメイン管理者を変更。	5,000 円/回
	ドメイン名廃止届	更新時に廃止	無料
		有効期限内に廃止	3,000 円/回
	記載事項変更届　※15	登録内容に関する変更	3,000 円/回
	登録更新　※16	更新手続き	5,000 円/回
DNS 運用サービス	DNS 運用サービス	当社 DNS で運用を行う場合	1,000 円（月額） 年額の場合 5,000 円
	設定変更　※17	1 ドメイン毎に設定変更（正引き）	3,000 円/回 逆引きは設定毎 3,000 円

ｇTLD＜com　net 等＞

種別	品目	内容	料金
	ドメイン名登録申請	新規取得	10,000 円/回
	レジストラ移転申請	他レジストラより管理者事業者を変更、又は他レジス	10,000 円/回

ドメインお預かりサービス		トラへの変更	
	ドメイン名移転申請	ドメインの譲渡等　申請完了期間をお約束する場合	30,000 円/回
		ドメインの譲渡等　通常の譲渡申請	10,000 円/回
	ドメイン名廃止届	更新時に廃止	無料
		有効期限内に廃止	10,000 円/回
	記載事項変更届　※15	登録内容に関する変更	10,000 円/回
	登録更新　※16	更新手続き	10,000 円/回
	ホスト名	登録、変更、削除	5,000 円/回　プライマリ、セカンダリの場合×2
DNS 運用サービス	DNS 運用サービス	当社 DNS で運用を行う場合	1,000 円（月額） 年額の場合 10,000 円
	設定変更　※17	1 ドメイン毎の設定変更（正引き）	3,000 円/回 逆引きは設定毎 3,000 円

※15　記載事項変更届は、契約申込者の社名（登記上の名称）が変更された場合に必要となります 。

※16 ドメインお預かりサービスをお申し込みの場合、ご依頼のあった月に「登録更新」費用を いただきます。（ドメイン更新日と当社請求月は同じではありません。）

※17 変更作業は当社営業時間内（平日 9: 30～18:00 ）となります。 営業時間外 の変更作業は別途費用をいただきます。

・ドメインお預かりサービスの解約時には、解約届をご提出していただきます。